

令和3年3月26日
利根川下流流域治水協議会事務局

第4回利根川下流流域治水協議会（書面会議）結果報告

1 資料1 利根川・江戸川流域治水プロジェクト【最終とりまとめ（案）】（利根川下流区間）に対する意見

資料1につきましては、千葉県県土整備部河川整備課より、以下の事業追加にかかる意見がありました。

- ・勝田川（河道拡幅、築堤、護岸、橋梁架替）＜千葉市内＞

2 資料2 利根川下流流域治水プロジェクト 参考資料（案）に対する意見

銚子市及び成田市より、「防災指針を反映した立地適正化計画の策定」に関して、別紙2のとおり、本取組を行っている機関から削除する、又は当該計画を検討中（機関名はそのまま）という記述を付加するようにとの意見をいただきました。

3 対 応

【資料1】

- ・千葉県県土整備部河川整備課の意見を踏まえ、事業を追加しました。
- ・資料2に関して、銚子市及び成田市よりいただいた意見を踏まえて、「●被害対象を減少させるための対策」の項目について、「・防災指針を反映した立地適正化計画の検討・策定」と変更しました。

【資料2】

- ・箱書きの中について、銚子市及び成田市からいただいた意見を踏まえて、資料1の記述とあわせて、『防災指針を反映した立地適正化計画の検討・策定』に修正しました。
- ・「■取組の概要」の最後の段落を以下のとおり修正します。
「このため、防災指針を反映した立地適正化計画の検討・策定を推進します。」
- ・最下段の記述で、取組を行っている機関の列挙について
立地適正化計画を策定済又は策定中の機関で、防災指針の検討を行っている機関として、以下の機関を記述します。記述にあたり、各機関に別途照会を行った結果を反映していません。
神栖市、千葉市、銚子市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、柏市、酒々井町、栄町

＜補足＞立地適正化計画に関する修正の理由

立地適正化計画における防災指針の作成及びその計画への反映は、流域治水を進める上で、重要な取り組みです。しかしながら、改正都市再生特別措置法が施行され、これを踏まえた立地適正化計画作成の手引きの改正（令和2年9月）から日が浅いため、多くの機関（市町）で検討されている段階であることを踏まえた記述に変更するもの。

4 審議結果

資料1及び資料2について、3にもとづき修正しました、別添「利根川・江戸川流域治水プ

【別紙】

プロジェクト【最終とりまとめ】(利根川下流区間)及び「利根川下流流域治水プロジェクト参考資料」を本協議会としての案といたします。